

法学研究会 会則

第一章 総則

第1条 [名称]

本会は「立教大学法学部法学研究会」と称し、本部を立教大学内に置く。

第2条 [目的]

本会は、法学或いはクラブ活動を通じて、法的思考を養い、真理を希求し、以って新しい文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

第3条 [活動]

本会は、前条の目的を達成する為、以下の活動を行う。

1. ゼミ活動
2. 司法試験受験の準備対策
3. 会報の作成
4. 新入生の勧誘
5. 会員間の親睦を図る活動
6. その他の必要な活動

第4条 [会員]

本会の会員は、立教大学生であって、本会の趣旨に賛同し、この会則に従う者でなければならない。又、本学大学院生、本学卒業生については、執行部会の議決により、会員とすることができる。

第5条 [会員の権利・義務]

本会の会員は、会員としての全ての権利・義務を平等に受けるものとする。

第6条 [OB会]

本会は本会出身の卒業生を以って、OB会を組織する。但し、OB会という名称は、その会に於いて、正式名称が決定するまでの仮称とする。OB会の組織その他の詳細については、別に規定を設け、それによるものとする。

第二章 総会

第7条 【総会の地位】

総会は、本会の最高議決機関である。

第8条 【通常総会】

通常総会は、毎年4月、10月、及び12月の3回開催する。

第9条 【臨時総会】

会長は、全会員の6分の1以上の者から発議があった場合、或いは執行部に於いて決議が為された場合には、20日以内に臨時総会を召集しなければならない。

第10条 【告示】

会長は、少なくとも三日前迄に、会議の目的である事並びに開催の日時・場所を記載した告示を為さなければならない。

第11条 【議決事項】

以下の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 予算の決定
2. 決算の承認
3. 本会則に定めるその他の議決事項
4. その他、重要な事項

第12条 【議長】

会長、又はその指名する者が議長となる。

第13条 【定足数・表決】

- (1) 総会は、全会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。但し、議決を行う際には、事項の定める通りとする。
- (2) 議事は、この会則に特別定めのある場合を除いては、全会員の過半数出席の上、出席会員の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第14条 【議決権】

- (1) 会員は、総会に於いて各一個の議決権を有する。但し、議長は前条第2項に定められた場合を除いて議決権を有しない。
- (2) 委任状による議決権行使の方法は、あらかじめ執行部会でこれを定める。

第 15 条 【議事録】

議会の議事については、書記が議事録を作成し会長がこれに署名し、保管しなければならない。

第三章 役員

第 16 条 【役員の定数】

本会は、以下の役員を置く。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 委員長 | 1 名 |
| 4. 副委員長 | 1 名 |
| 5. 渉外委員 | 3～5 名 |
| 6. 会計委員 | 2 名 |
| 7. 会報委員 | 2～4 名 |
| 8. 書記局員 | 定数なし |
| 9. 広報委員 | 2 名 |
| 10. 関法連委員 | 2～4 名（2 年生 1～2 名、3 年生 1～2 名） |
| 11. その他、執行部会の議決により代行委員を定めることができる。 | |

第 17 条 【役員の職務】

本会の役員の職務は以下の通りである。

1. 会長は、本会を代表し、総会及び執行部会を召集し、かつ会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故の際はその職務を代行する。
3. 委員長は、会長・副会長を補佐し、渉外、会計、会報、広報、関法連各委員の事務を監督する。又、各委員との兼任を認める。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故の際はその職務を代行する。又、各委員との兼任を認める。
5. 渉外委員は、本会の行う事業の対外的な交渉を行う。
6. 会計委員は、会計に関する一切の事務を行う。
7. 会報委員は、会員と協力して、会報を作成する。
8. 広報委員は、本会の広報に関する一切の事務を行う。
9. 書記局員は、総会・執行部会に於いて、議事を記録する。
10. 関法連委員は、本会における関東学生法学連盟についての活動に関して一切の事務を行う。

第 18 条 【役員の選出】

役員の選出は、以下の通りとする。

1. 会長・副会長・委員長・副委員長・渉外委員・会計委員・会報委員・

- 広報委員・関法連委員は会員の互選による。
2. 書記局員は、信任投票により定める。
 3. 役員の選出は、毎年12月の通常総会の際に行う。
 4. 役員に欠員が生じた場合には、すみやかにこれを互選しなければならない。
 5. 選挙管理委員は、会長、副会長、或いは各々に指名された者がこれにあたる。

第19条 [立候補資格]

役員の立候補資格については、以下の通りとする。

1. 会長・副会長・書記局員は、本会会員2年生であることを要す。
2. 委員長・副委員長・渉外委員・会計委員・会報委員・広報委員は、本会会員1年生であることを要す。
3. 関法連委員は、本会会員1年生または2年生であることを要す。
4. 会員数が少なく欠員が生じる場合、学年を取り払って立候補を認める。

第20条 [任期]

役員の任期については、以下の通りとする。

1. 役員の任期は1年とする。
2. 役員に欠員、或いは定数の移動が生じた為、新たに選任された役員の任期は現に役員である者の任期満了の日迄とする。
3. 旧役員は、卒業生の送別会までその職務を行い、その場をもって新役員と交代する。
4. 新役員は、選出された後、交代までの期間、旧役員を補佐する。

第21条 [役員の不信任]

役員の不信任は、総会において過半数の出席と出席会員の過半数の賛成によって成立する。

第22条 [連帯責任]

本会の運営に関する責任は、全会員が連帯してこれを負う。

第四章 執行部会

第 23 条 [構成]

本会に執行部を置き、役員をもって構成し、本会の運営にあたる。

第 24 条 [召集]

執行部会は、必要に応じ会長又は役員の 3 分の 1 以上の要請により、会長によって召集される。

第 25 条 [決定事項]

以下の各号に掲げる事項は、執行部会において決定する。

1. 総会の召集及び総会に提出する議案
2. 事業運営の具体的方針
3. 財政の確保及び管理の具体的方法
4. この会則に定めるその他の議決事項
5. その他、本会運営について執行部会において必要と思われる事項

第 26 条 [定足数・表決]

執行部会は、全役員の過半数の出席により成立する。議事は、出席役員数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決定するところによる。

第 27 条 [議決権]

役員は、執行部会に於いて各一個の議決権を有する。但し、書記局員について、3 名をこえる分については議決権を有しない。
委任による議決権の行使は、全てこれを認めない。

第 28 条 [議事録]

執行部の議事録については、本会則 15 条を準用する。

第五章 委員会

第 29 条 [補助機関]

委員会は、各委員との連絡及び総会における議事進行を補助する為にこれを置く。

第 30 条 [構成員]

委員会は、全役員及び各ゼミの代表 1 名によって構成する。

第 31 条 [召集]

委員会は、執行部の要請により、会長がこれを召集する。

第 32 条 [権能]

委員会は、何の決定権も持たず、連絡会議的な役割を果たすにとどまる。

第六章 会計

第 33 条 [会計]

本会は、会員より徴収した入会金、会費並びに寄付により運営する。但し、議会の決議によって、臨時会費を徴収することができる。

第 34 条 [会計年度]

本会の会計年度は、4 月 1 日を以って始まり、翌年 3 月 31 日迄とする。

第 35 条 [会計報告]

- (1) 本会の収支は、通常総会に於いて会計委員が報告しなければならない。但し、渉外の行った事業の収支は当該事業の直後に行われる総会に於いて、渉外委員が遅滞なく報告しなければならない。
- (2) 会計委員及び渉外委員は、会計報告を行う総会の 7 日前より掲示板に会計報告をあらかじめ告示しなければならない。
- (3) 本会の会員は、会計委員又は渉外委員の会計報告に異議がある場合に、会計報告を行う総会の 7 日前より会計帳簿の閲覧を執行部会に請求することができる。会計委員及び渉外委員は、会計帳簿の閲覧請求を受けた後、速やかに部室において当該委員の立会いの下にこれを公開しなければならない。

第 36 条 [入会金・会費]

入会金及び会費については、総会でこれを定める。

第 37 条 [会費の返済]

退会した者は、すでに納入した会費の返済請求をすることができないとともに、本会の資産については何等の権限を持たないこととする。

第七章 ゼミ活動への会計補助制度

第 38 条 [会計補助制度の目的]

本制度は、ゼミ活動に伴うレジュメのコピー代の一部を、本会会計より補助することにより、会員個人の経済的負担を軽減することを目的とする。

第 39 条 [補助の対象]

会計補助の対象は、本会会員で構成、もしくは本会会員の要求により執行部会が特別に要請した講師と本会会員により構成されるゼミで、当該会計年度の執行部会の決議により本会承認ゼミとされたものとする。

第 40 条 [補助の単位]

会計補助は各ゼミ毎、1ヶ月を単位とする。

第 41 条 [補助の期間]

会計補助は、当該会計年度の4月から1月までのゼミ活動を対象とする。

第 42 条 [活動申告票]

ゼミ活動申告票には、以下の事項を記載しなければならない。

1. ゼミの名称及びゼミ長の氏名
2. 全所属ゼミ員の学年、氏名
3. 補助対象月の活動日、活動回数及び活動内容

第 43 条 [活動申告票の提出]

- (1) 会計補助を受けることを希望する本会公認のゼミのゼミ長は、補助対象月の前月の20日までにゼミ活動申告票を執行部会に対して提出しなければならない。
- (2) ゼミ活動申告票の提出を受けた執行部会は、遅滞なくその記述の内容を調査し、報告が正しくなされていることを確認した上で、当該ゼミに対する会

計補助を決定する。但し、執行部会の決定は、会長の認証を受けなければその効力を生じない。

第44条 [補助の方法]

- (1) 会計委員は、会計補助の決定を受けた本会公認ゼミのゼミ長に対し、遅滞なく所定の金額を支給しなければならない。
- (2) 会計委員による会計補助の支給は、当該ゼミが補助対象月の最初にゼミ活動を行う日までに、現金通貨によりなされることを原則とする。

第45条 [補助の金額]

- (1) ゼミ活動への会計補助金額及びその算定方法は、執行部会に於いてこれを決定する。
- (2) 執行部会は、毎年当該会計年度の初めに、物価変動等を考慮して補助金額を見直すものとする。

第46条 [残余金]

各ゼミ長は、各月に支給された会計補助の残余金を次月度に繰越すか、ゼミの活動上有益と思われる出費に支出することができる。

第八章 会の活動の為に生じた交通費支出制度

第47条 [目的]

本制度は、本会の活動の為に生じた交通機関による移動に伴う運賃の一部を、本会会計から補助することにより、会員個人の経済的負担を軽減することを目的とする。

第48条 [支給対象]

- (1) 本制度に基づく交通費支給対象となる交通機関とは、電車・バスの公共交通機関を指し、自家用車・タクシー利用などはその対象にならない。
- (2) 前項に定める公共機関を利用した場合、交通費が支給されるのは以下の場である。
 1. 執行部会役員の職務の遂行に必要な場合
 2. 本会ゼミ長の承認するゼミ活動に必要な活動
 3. その他、本会の活動に必要と思われる場合
- (3) 交通費支給対象者の所有する定期券の利用可能な区間の運賃は交通費支給の対象とはならない。

第 49 条 [交通機関利用申告票]

- (1) 交通費の請求は交通機関申告票（以下「申告票」とする）をもってなされる。
- (2) 申告票には、以下の事項を記載しなければならない。
 1. 支給対象者の氏名
 2. 支給対象となる交通機関名とその区間
 3. 交通機関を利用した理由
 4. 請求する交通費の額
- (3) 申告票は執行部会発行のものであり、かつ会長の承認があるもののみを有効とする。
- (4) 執行部会発行の未記載の申告票は部室に保管し、執行部役員は会員からその請求があった場合は速やかにこれを提供しなければならない。
- (5) 交通費の支給の認められた申告票は、その年の会計年度終了までこれを保管する。
- (6) 申告票の公開については、第 35 条 3 項を準用する。

第 50 条 [申告票の提出]

- (1) 交通費支給を受けることを希望する本会会員は、支給対象日より 2 週間以内までに前条に定められた申告票を執行部会に対して提出しなければならない。
- (2) 申告票の提出を受けた執行部会は、地帯なくその記載内容を調査し、報告が正しくなされていることを確認した上で、当該交通費の支給を決定する。但し、執行部会の決定は、会長の認証を受けなければその効力を生じない。

第 51 条 [交通費の支給]

- (1) 会計委員は、交通費支給の決定を受けた本会会員に対し、遅滞なく所定の金額を現金通貨により支給しなければならない。
- (2) 交通費支給に対する支給限度額及びその算定方法は、執行部会においてこれを決定する。
- (3) 執行部会は、毎年当該会計年度の初めに、運賃相場等を考慮して支給額を見直すものとする。

第 52 条 [記載の瑕疵]

- (1) 第 49 及至 50 条に定める交通費支給の手続きに瑕疵があった場合、支給対

象者は速やかに当該交通費を返還しなければならない。

- (2) 前項の瑕疵が認められた場合、執行部会はその決議により当該交通費の返還を請求できる。

第53条 [罰則]

- (1) 前条2項の請求に応じない者は、第54条1号に該当する者とし、同条により除名することができる。
- (2) 本規定に違反する者、又は本制度を濫用する者も前項と同様とする。

第九章 罰則

第54条 [除名]

会員の中で以下の事項に該当する者について、執行部会はその決議に基づいて除名することができる。

1. 本会の目的に反した者
2. 本会の決議事項に反する様な行動をした者
3. 無断で3ヶ月以上、会への出席を怠った者
4. 無断で3ヶ月以上、会費を滞納した者

第55条 [異議]

前条の執行部会決定に関し、1ヶ月以内に全会員の6分の1以上の発議があるときは、会長は遅滞なくこれを総会の決議に付さなければならない。

第十章 改正

第56条 [改正]

この会則の改正は、総会に於いて過半数の出席と出席会員の3分の2以上の賛成により成立する。

第十一章 附則

第57条 [執行部命令]

本会則に規定なきものは、全て執行部会の定める命令によるものとする。

第 58 条 [異議]

執行部命令に対する異議は、本会則第 55 条を準用する。

第 59 条 [禁煙]

会議中の喫煙は、これを禁ずる。

第 60 条 [施行期日]

本会則は、発布の日より 1 週間の公示期間を置いた後、これを施行する。

文責 大場 將貴
(2002 年 2 月 11 日作成)

改正 塚田 剛
(2004 年 4 月 1 日改正)